居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03 (3523) 6525 〈月~金曜日 8:30~17:30〉 担当 管理者 松田崇

2・マイホーム新川居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事 業 所 名	マイホーム新川居宅介護支援事業所	
所 在 地	東京都中央区新川二丁目27番3号	
介護保険指定番号 居宅介護支援事業(東京都 第137020005		
サービス提供地域	中央区全域	

(2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	合	計
管理者 兼 介護支援専門員	1名			1名
介護支援専門員	1名			1名

担当介護支援専門員

(3) 営業時間

月~金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで。

※ただし、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 2 9 日 \sim 1 月 3 日を除く。

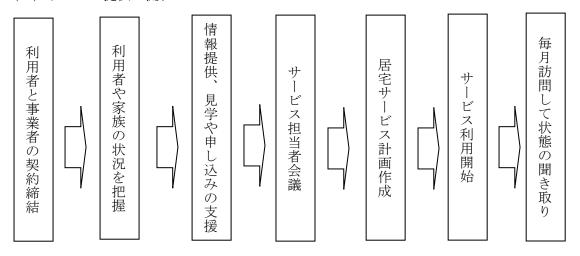
3. 提供するサービスの内容

(1) 居宅サービス計画の作成

利用者の自宅を訪問して、利用者の心身の状況やおかれている環境、利用者自身やその家族の要望を把握した上で、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成いたします。

居宅サービス計画に基づくサービスの提供を受けられるよう関係者と連絡調整を行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。また必要に応じて居宅サービス計画を変更し、最適なサービスを受けられるように調整をいたします。利用するサービス事業所については、複数の事業所の紹介を求めることができます。またケアプランに当該事業所を位置付けた理由の説明を求めることができます。

(2) サービス提供の流れ



4. サービスの開始と終了

(1) サービスの利用開始

まずはお電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を 締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- 1. 利用者の都合で終了する場合は、2 週間前までに口頭もしくは文書にてお申し出ください。
- 2. 人員不足等の事業者のやむを得ない事情により終了させていただく場合があります。 その場合は利用者に対して、終了1ヶ月前までに文書で通知をするとともに、当該 地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3. 利用者またはご家族等が事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することがあります。
- 4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合。入院の場合は一時中断となり、退院時に再開いたします。
 - ② 利用者の要介護認定区分が、「非該当(自立)」または「要支援1」、「要支援2」と認定された場合。この場合、地域包括支援センターの管轄となります。
 - ③ 利用者が死亡した場合または被保険者資格を喪失した場合。
 - ④ 利用者が住所または居所を中央区外に移した場合。

5. ケアプランに位置付けたサービス種別および事業者の割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りである。

6. 利用料金

(1) 利用料

当事業所が提供するサービスについて、利用料金は介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、一旦下記料金をいただきます。その場合、当方が発行したサービス提供証明書を後日中央区の窓口に提出しますと、全額払戻しを受けられます。

なお居宅介護支援の利用料金は、介護保険サービスを利用した月に限り発生します。

居宅介護支援費 (一ヶ月あたり)

		1			
居宅介護支援費(Ⅰ)	居宅介護支援(i)	要介護1・2	12,380円		
	<取扱件数 45 未満>	要介護3・4・5	16,085円		
	居宅介護支援(ii)	要介護1・2	6,201円		
	<取扱件数 45 以上 60 未満>	要介護3・4・5	8,025円		
	居宅介護支援(iii)	要介護1・2	3,716円		
	<取扱件数 60 以上>	要介護3・4・5	4,810円		
居宅介護支援費(Ⅱ)	指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信 するためのシステムの活用及び事務職員の配置を行っている事業所				
	居宅介護支援(i)	要介護1・2	12,380円		
	<取扱件数 50 未満>	要介護3・4・5	16,085円		
	居宅介護支援 (ii) <取扱件数 50 以上 60 未満>	要介護1・2	6,007円		
		要介護3・4・5	7,786円		
	居宅介護支援(iii) <取扱件数 60 以上>	要介護1・2	3,602円		
		要介護3・4・5	4,674円		

加算等(加算要件を満たしている場合のみ、一回あたり)

初回加算	3,420円	
入院時情報連携加算	2,850円	
入院時情報連携加算	2,280円	
通院時情報連携加算	570円	
緊急時等居宅カンファ	2,280円	
ターミナルケアマネジメント加算		4,560円
特定事業所集中減算	▲2,280円	
同一建物減算		▲所定単位数の5%
退院・退所加算	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	5,130円	6,840円
連携2回	6,840円	8,550円
連携3回		10,260円

(2) 交通費

通常の実施地域は無料です。

通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、実費を貰い受けます。

(3) 解約料

解約料は不要です。

7. 個人情報の取り扱い

事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を、 正当な理由なく第三者に漏らしません。また予め文書で同意を得ない限り、サービス 担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報を用いません。

8. 医療機関との連携

- (1) 利用者が医療機関等に入院した際、その入院先(医療機関)に担当介護支援専門員の 氏名・連絡先を伝えてもらうよう依頼します。
- (2) 介護支援専門員は、サービス事業所等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。
- (3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。またこの場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付いたします。

9. 事故発生時の対応

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、 利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

相談・苦情担当者 居宅支援事業所 管理者 松田崇

連絡先 〒104-0033 中央区新川2-27-3

電話 03(3523)6525 ファックス 03(3552)5636

(2) その他の窓口

<当事業所以外に区市町村等の窓口に苦情を相談することができます>

中央区役所介護保険課指導担当03(3546)5749東京都国民健康保険団体連合会苦情相談専用電話03(6238)0177東京都介護保険制度相談窓口03(5320)4597

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業者

所在地 東京都中央区新川二丁目27番3号 名 称 マイホーム新川居宅介護支援事業所 説明者

私は、契約書および本書面についての説明と交付を受け、その内容について同意しました。

年 月 日

利用者

住 所

氏 名

(代理人)

住 所

氏 名

(EII)

(EII)

家族代表者(続柄)

住 所

氏 名

ED